

環境・衛生

受信 または 投書日	事項また は 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.8.14	ごみ出し ルールが 守られて いない	私の家の前にごみ収集場があります。以下問題があります。 ①燃えるゴミの日に業務用発泡スチロールの容器や燃えないゴミをだしたり、また指定袋に入れずにだしたり ②ゴミの量が他と比べ多い その為道にはみ出し危険→気付いた時は整理しています ③カラスがゴミをあらす→酷い時は掃除しています 対策として ①まずゴミルールを表示して欲しい(外国語併記) ②防犯カメラ設置 あるいはダミーカメラでも可 ③収集場所の分散検討 ゴミ収集車の作業員はよく知っていると思います 一部のマナー違反者のせいで川にもゴミが落ちています 是非対策をお願いします	このたびは、ごみの分別、ごみ散乱防止対策について貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。 また、日頃よりごみ収集場の管理にご協力いただき、誠にありがとうございます。 ごみ収集場の管理は、当該ごみ収集場を管轄する町内会に行っていただくこととしておりますので、●●様のご意見や対策方法につきまして、お手数ですがお住いの地域の町内会長、若しくは衛生委員へご相談ください。 市としましては、町内会長、衛生委員からの依頼により、ごみルールの表示紙の作成、監視カメラの貸出し等のマナー違反者に対する対策や収集場所の変更の検討等を行ってまいります。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項また は 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.8.12	共 同 購 入 太 陽 光 パネル について	太陽光パネルについてお聞きます。 * 何処の事業者さんが施工されますか？ * パネル自体は何処のメーカーさんですか？ * 電力会社は何処になりますか？ * 共同購入の122万円のお金の流れはどうなりますか？ サポートする事務局とは何処ですか？ 災害に対する備えと有りますがそうでしょうか？ 災害時にパネルが壊れたら危険物になります。多くの危険物廃棄処理が必要になりますが、市民の安全対策されていますか？ カーボンニュートラル対策は多くの税金使ってやる意味がありますか？ アメリカが脱退するのにCO2削減日本には必要ですか？ 回答を宜しくお願い致します。	この度は、住宅用太陽光パネル・蓄電池等の共同購入事業についてご意見をいただき、ありがとうございます。 この事業をサポートする事務局は、アイチューザー株式会社（東京都）であり、市と協定を締結して実施しております。 施工業者とメーカーについては、年度ごとに事務局が実施する入札により決定します。 今年度の施工業者は株式会社SAN NEXAS DUO で、太陽光パネルのメーカーはハンファジャパン株式会社、蓄電池のメーカーは京セラ株式会社です。 共同購入事業における施工主は、市民です。従いまして電力会社は、その施工主（市民）が契約している電力会社となります。 また、共同購入の費用122 万円は、太陽光パネル等の設置費用の一例として挙げた金額になります。設置費用は設置条件によって異なりますが、購入者である施工主（市民）が、施工業者である株式会社SAN NEXAS DUO に直接支払うこととなります。 次に、災害に対する備えについては、太陽光発電は、温室効果ガスの削減とともに災害時に停電が起きた場合の非常用電源として利用できるという利点がある一方、災害による太陽光パネルの破損などのリスクも考えられますので、適切な維持管理及び被害を受けた際の対応について、ホームページ等で周知を図っております。 最後に、カーボンニュートラル対策は、国が2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標掲げる全国的な取組です。中でも太陽光発電の普及は、国のエネルギー政策の重要な役割を担っており、国だけでなく、県などでも取組を推進しているところでありますので、市といたしましても必要な対策だと考えております。	環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項ま たは 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.7.29	台風に備 え ソー ラーの安 全対策に ついて	西尾市にご尽力頂きありがとうございます。祭りも盛大に行われ西尾は自然豊かな良い町だと自信を持って紹介できますね。 今から台風の時期になります。豪雨災害が多い昨今西尾の町をみるとソーラーが多く存在しますが安全の面で懸念されます。きちんと安全対策はされていますでしょうか？災害時ソーラーからは、放電され放置された場合感電する危険があります。注意喚起は広報などでされていますでしょうか？	この度は、太陽光発電設備についてご意見をいただき、ありがとうございます。 太陽光発電設備の安全対策につきましては、緩みのあるボルトの締め直しや故障した部品・機器の交換などの定期点検が法律に基づくガイドラインで義務付けられております。 また、災害時等の注意喚起につきましては、市のホームページに「太陽光発電設備が災害により壊れた場合や廃棄時における注意事項」として、震災、水没、破損した場合の取り扱いや廃棄などについて掲載し、市民の方が安全かつ適切に対応できるような情報発信を心掛けております。	環境保全課
R7.7.28	動 物 愛 護 施 策 のさらな る強化お よび行政 の 現 場 関 与 強 化につい て	地域で野良猫の繁殖問題やTNR活動に関心を持ち、市役所に相談しにいった者です。 現在、西尾市では野良猫に関する制度的な枠組み(さくらねこTNR助成など)がありますが、実際の現場では行政による実質的支援が不足しており、ボランティアに過度な負担が集中している現状があります。 近隣の市と比較しましても、手厚いとはとても言えないのが現状だと思い知りました。 つきましては、以下の施策の導入・検討を市にご要望申し上げます。 ・市職員によるTNRや地域猫活動への現地同行や支援体制の構築 ・モデル地域(地域猫モデル地区)の設置と重点支援 ・市主導・共催の啓発イベントや譲渡会の定期開催 ・民間団体との協定や協働制度の整備による連携強化 一部の善意に頼るだけでなく、市民生活の安全、環境衛生、動物の福祉の観点から、市として主体的な取り組みを期待します。 何卒ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。	このたびは、地域猫に関するご意見をいただき、ありがとうございます。 地域猫活動については、愛知県のホームページでも掲載されているように、三者協働(地域住民＋ボランティア(経験のある団体・個人など)＋行政)で行うことが大切とされています。 県ホームページURL(ノラ猫がいて困る) https://www.pref.aichi.jp/soshiki/doukan-c/noraneeko.html それぞれの役割については以下のとおりです。 ・地域住民: 主体となって活動を行う。 例「猫の世話をする人」「町内会で活動を把握する」「掲示板に報告を出す」「不妊去勢手術の資金を町内会費等から捻出する」など ・ボランティア(経験のある団体・個人など): 活動のサポート、助言を行う。 例「地域住民、猫のえさやりをする方などとうまく話をする」「不妊去勢手術のための猫の捕獲方法など知識やスキルを提供する」など ・行政(市): 活動を支援し把握する 例「活動の啓発・周知」「猫の適正飼養・管理についての普及啓発」「関係者の連絡調整」など 市ではこの県の考えに基づき、以下のとおり取り組んでおります。 「活動の啓発・周知」については、市のホームページで周知を行い、「猫の適正飼養・管理についての普及啓発」については、毎年、広報にしおに掲載、「関係者の連絡調整」については、西尾市さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)利用団体との連絡や調整をしております。 市ホームページURL(猫を飼われている方へ) https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/pet/1001408/1006921.html 市としましては、今後も、現在行っている支援を継続していき、地域住民の方には、主体となって活動していただきたいと考えております。今後とも活動へのご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。	環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項ま たは 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.7.15	放 置 自 転 車 の 再 利 用 化に舵を 切るべき だ	徳次町に放置自転車一時保管所がある。 地域つながり課が担当してる施設だと思われる。ここにはまだ使えると思われる市立中学通学用自転車、その目的を終えると放置自転車となりやがて環境自転車一時保管所がある。地域つながり課が担当してる施設だと思われる。ここにはまだ使えると思われる市立中学通学用自転車、その目的を終えると放置自転車となりやがて環境業務課に引き渡され、一部は再生自転車となり再利用されるが多くは鉄くずとなる。 ここに少し疑問がある。地域つながり課から環境業務課への引き渡しは毎年9月と2月の2回だ。地域つながり課は、入り口は台数で受け入れ出す方はキロ数となり、台数キロ数が等式になっていないため、実際の動きがよくわからない。入り口が台数管理なら、出す方も台数管理にして頂きたい。 環境業務課も行政運営上おかしい点がある。入り口管理をしていない。出口管理だけで市の収入となる鉄くず販売をしている。これでは途中で消えても把握が出来ないのである。入り口で台数管理キロ管理をして、これが解体され販売されると言う等式管理をしないと市の収入である筈の鉄くず販売費が正しいかどうかサッパリ不明なのである。これはその他鉄ゴミなら仕方ない面もあるが自転車に限って言えば大した手間ではない筈だ。現に徳次町地内にある放置自転車はかなり再利用可能な自転車があるのだが、環境業務課へ運ばれてくる自転車はかなり鉄くずに近く年間60台が再生自転車となっているが残り解体後鉄くずだ。 これは現場を見ればわかると思うが、徳次町地内に置かれている放置自転車は、かなり再生利用可能であるのにもかかわらず、環境業務課へ届けられる自転車は鉄くず同様で、あの自転車はどこへ行ってしまったんだと思わざるを得ない。 環境業務課が入り口管理をしないで販売管理だけなのもおかしい。普通に考えれば、環境業務課の置き場スペースを考えれば、かなりの速度で解体をしないと放置自転車だらけとなる。徳次町地内の一時置き場は専用置場であるに對して環境業務課にその場所は無い。持ち込めば自転車だらけになってしまう筈だ。 販売管理だけにしても本来なら年に二回地域つながり課からの大量の放置自転車が持ち込まれ、そのキロ数が販売側ののって来なければおかしいのに、当月や翌月にその兆候は見られない。何処へ消えてしまったんだ？と思わざるを得ない。 行政のやり方としてこの管理方法は問題がある。何処へ消えても全く追跡の出来ないやり方は、公金や市の収入を扱う管理方法として適切だとは思えないのであるからだ。 これは大したシステムの改修とかも必要ない。入り口側に台数とキロ数の管理簿を置くだけの話で経費も手間もかからない。 ここは是非改善をして欲しいし、公金や市の収入に直結する話だから、やらなくてはいけない。それに徳次町地内の置き場にある自転車は、もっと再利用して通学者に安価に販売すれば義務教育に通う親に過度な負担を強いるのを防げる。 環境業務課は徳次町地内の放置自転車一時置き場を是非見るべきである。	地域つながり課では、放置自転車として駅やバス停の自転車駐輪場から回収した自転車の内、所有者の特定を行い引き取られた自転車及び廃棄対象としてクリーンセンターへ搬入した自転車をいずれも台数で管理しています。しかし、クリーンセンターでは、ごみの受入は重量で管理しています。よって、ご指摘の放置自転車につきましては、クリーンセンターへの受入時は重量で管理することとなります。 このように管理方法の違いがありますが、令和6年度に搬入した台数と重量を比較・検証したところ、1台当たりの重量は約19kg という結果でした。一般的な自転車車両の平均的な重さが20kg 前後であることから、適切にクリーンセンターへ搬入されていると認識しています。 また、地域つながり課がクリーンセンターへ搬入した放置自転車は、その後クリーンセンターにおいて、不燃ごみとして他の鉄屑等と一緒に搬入された廃棄自転車と合わせて処理をされ、有価物として搬出されます。そのため、地域つながり課が搬入した放置自転車のみを把握することはできません。 また、管理運営上、把握する必要はないものと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 なお、年2回地域つながり課が行っている放置自転車の搬入につきましては、クリーンセンター内の置き場スペース及び解体作業に支障をきたさないよう、搬入のタイミング及び台数制限により計画的に行っております。 また、放置自転車の搬出量については、クリーンセンターから搬出される廃棄自転車の重量全体の6～7%程度であることから、廃棄自転車の搬出量に必ずしも顕著に表れるものではないと考えております。 今後も適切な受入れ体制の構築及び管理運営に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	地域つながり課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項また は 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.7.14	市立中学通学用自転車の再利用について	徳次町地内に放棄自転車の一時置き場がある。かなりの数の放置自転車が集まって来るがよく見ると中学校の通学用自転車が多数を占めている。買った時は高価な自転車も中学卒業時には要らなくなり高校へ通うための再利用される場合も高校卒業時には不要となる。これが放棄自転車の大量発生要因となっているのではないかな？ 中学入学時には学校指定の制服を買い揃えるのに十数万円かかり、通学用自転車を購入するとすれば更に保護者に過重な負担を強いることとなり低所得者やひとり親家庭には厳しい出費となる。 また放置自転車を引き取り調べ保管をし運び廃却をするにも市税からかなりの出費となる。制服は高額な割には卒業すると不要となりこれは一部リサイクルされていると聞いている。自転車も放置自転車となる前に各中学校で不用自転車を再利用するようにしてはどうだろうか？ 現在環境行政課で自転車のリサイクルは月に5台年間60 台に限りリサイクルをして販売をしているが、放置自転車の量に対してわずかなものだ。 地域つながり課と環境事業課と教育委員会が連携をしてこれを取り組めば、各駅にある自転車置き場からの放置自転車はかなり削減できるはずであるし新しく中学に入学をされる子供さんや保護者にはリサイクル自転車の利用を積極的に呼びかければ市の放置自転車もかなり減って来ると思われる。 置き場も助かり、放置自転車に係る人件費や置き場も削減でき、運搬も削減される。 一度関係各位で話し合っって放置自転車の根本原因をよく調査をし、義務教育へ通うお子さんの保護者の負担も軽く出来る。 制服のリサイクルが出来て自転車のリサイクルが出来ないのは、縦割り行政の弊害以外何物でもない。 この町から放置自転車を無くそうではないでしょうか？	放置自転車は、景観の悪化や歩行者・利用者の妨げ、また自転車盗難の温床となる恐れがあるため、全国で社会問題化していると認識しています。 市としましては、現在「啓発活動などの放置防止対策」、「撤去・保管」、「所有者への返還手続き」、「保管期間を過ぎた自転車の処分、利活用」等を随時行っておりますが、放置自転車を根本から減らすことは難しいと感じています。 しかしながら、地道に減らしていくための手立てとして今後も放置を未然に防ぐ「放置防止対策の強化」が必要であると考えております。 「放置防止対策の強化」としては、注意喚起を促すチラシを作成し、大量の自転車が駐車される市管理の自転車駐車を始め、公共施設、学校、商業施設等へ配布や掲示をするなど、未然に防ぐための取組の強化を検討したいと考えています。 また、市では自転車に限定はしていませんが、不要になったものを次の人へつなげる取組も進めています。その一例として、ネット型リユース事業を行う民間企業「おいくら」と連携しています。これは、サイトを介してリサイクルショップに売却できるというものです。このような取組をとおしてリユースの啓発に引き続き努めてまいります。 ご提案いただきました各中学校での自転車のリユースにつきましては、制服とは違い、大多数の生徒が中学校卒業後も引き続き自転車を利活用するため、学校で対応することは難しいと考えていますが、上述の注意喚起を促すチラシの配布や掲示、リユースの啓発といった取組を推進したいと考えています。 また、「放置自転車の利活用」については、部品・金属としてのリサイクル、リユースとして再整備した自転車の販売や貸し出し自転車としての活用を引き続き行ってまいります。今後も放置自転車の削減に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	地域つながり課 環境業務課 学校教育課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.7.10	ゴミの回収業者について	ゴミの回収業者のマナーが悪い。アパートから市道に出る道路を毎回塞いでいる為車が通れない。 指導してください。	このたびは、大変ご迷惑をお掛けしまして申し訳ございませんでした。 ご指摘のありましたことについて、ごみ収集業者に伝えとともに事情を確認したところ、ごみを収集する際には、ごみステーションの周囲の土地や建物の利用状況を考慮し、なるべく短時間で収集作業を行うことを心がけていますが、一時的にごみステーションの南側にあるアパートの出入口を塞ぐ状況になってしまうとの説明がありました。 また、アパートから道路に出られる際に、通行の妨げとなっている場合には、一声掛けていただければ収集車両を移動させますとのことでした。 市としまして、今回のようにごみステーションの周囲の土地や建物の利用状況、また地理的要因等から、やむを得ず一時的に、ごみ収集車が他車両等の通行の妨げとなってしまうケースもあろうかと考えております。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。	ごみ減量課
R7.5.8	動物愛護について	西尾市はもっと動物愛護に力をいれてもいいのではと思っています。他の県や市の取り組みの様子を見る機会がたくさんありますが、西尾市よりはるかに大きな動きをしています。 保護活動や殺処分ゼロなど、力を入れて欲しいです。 動物にも人にもやさしい市や町であって欲しいと思います。どうかお願いします。	日頃から環境行政にご理解いただき、ありがとうございます。 現在、西尾市内の犬の保護活動につきましては、「愛知県動物の愛護及び管理に関する条例」により、愛知県が行っており、県の動物愛護センターにおいて、保護した犬の殺処分を減らすために里親探しをしています。また、猫の保護活動につきましては、飼い主のいない猫が繁殖しないように、市がTNR（Trap/捕獲、Neuter/不妊去勢手術、Return/元の場所に放す）活動を行うボランティアに対して、不妊去勢手術などに関係する支援をしています。 その他、野生の鳥や動物につきましては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて、むやみに捕まえる許可を出さないようにしています。 本市としましては、今後もこれらの取り組みを通じて、動物たちが安全に暮らせる環境を守ることに努めてまいります。	環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項ま たは 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.5.2	アライグマの被害	近所の空き家に住み着いたアライグマがメダカや猫の餌を狙って、私の場合は、日中でも家の中に入ってきたり、メダカの鉢まで割られてしまいました。近所の家でもメダカや猫を飼っている家には来るので困っています。市では空き家対策はどのようにしているのでしょうか？	アライグマによる被害で大変苦慮されていらっしゃるご様子で、●●様のお気持ちをお察しいたします。 本市では、鳥獣(アライグマ)による家屋等の被害対策として捕獲器の貸出を行っていますのでご活用ください。捕獲器の貸出には、鳥獣の捕獲許可の申請が必要になります。あらかじめ捕獲場所の位置図(住宅地図等)をご準備の上、環境保全課の窓口までお越しいただきますようお願いいたします。 また、このたびは、お近くの空家についての情報を提供していただき、誠にありがとうございます。 本市では、地域つながり課が相談窓口となり、所有者と連絡が取れずに地域で対処が難しい「危険な空家」に対して、町内会の協力を得て実態を把握しています。その上で市関連部署と連携し、空家等の所有者への助言・指導を行うなどの対応をしています。 今回、●●様が問題としておられる空家についても、地域の問題として、町内会長様を通じて地域つながり課まで空家等情報提供書をご提出いただき、空家等の詳しい場所や状況を教えてくださいますよう、お願いいたします。	環境保全課 地域つながり課
R7.4.26	西尾市指定ゴミ袋に取っ手を採用	西尾市指定ゴミ袋に取っ手を採用して頂きたいです。自宅にて効率よくゴミ袋を引っ掛けることが出来ないし、ゴミ捨て場まで少し距離あるので持ち運びが少し大変です。他近隣市町村のような取っ手採用の前向きな検討よろしく願いいたします。	この度は、ごみ指定袋についてご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。 ごみ指定袋に取っ手を採用するメリットとして、持ち運びやすくなることは認識しております。 一方で、デメリットとして、ごみを出される際に口を縛らずに出されてしまい、ごみ散乱の原因となる懸念がございます。そのため本市では、現段階におきまして取っ手付きのごみ指定袋を導入することは、予定しておりません。 しかし、今後、市民の方々のご意見や他自治体の取り組みを参考にしつつ、引き続き検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.3.7	スプレー 缶分別に ついて	令和4年7月以降、スプレー缶を資源ごみとして出す際に、スプレー缶に穴を開けなくても良くなりました。家庭としては、負担が少なくなって嬉しいところですが、資源回収の際、各家庭から排出される穴の開いていないスプレー缶に、町内会の当番の方がわざわざ穴を開けています。開けなくてもいい穴を開けるといふ負担が、町内会に発生しています。私は、町内会の負担が大きくなるのであれば、家庭から出すときに開ければよいと思います。 各家庭でスプレー缶に穴を開けることに対し、「室内で穴を開けることは引火などの可能性があり、火事になりかねないから」「穴を開けることで分別のハードルが上がるから」という意見が聞こえてきそうですが、室内でスプレー缶に穴を開ける方は、そうそういるものではありません。また、穴を開けようが開けまいが細かなルールは変わらないので、分別のハードルの高さも変わらないように感じます。そもそも、屋外で、使い終わったスプレー缶の中身を出し切るという作業が必要なので、屋外で穴を開けるという作業も大して変わらないのではないかと考えます。 以上のことから質問します。 コンテナで回収した後、リサイクル施設までの運搬中、回収されたスプレー缶に穴が開いていなかった場合、爆発などの危険性はありますか。 また、町内会の負担軽減ということから、各家庭でスプレー缶に穴を開ける方法に戻してみてもどうですか。以前の方法に戻すことが難しい場合、市民に対し、「スプレー缶に穴を開けなくていい」と周知する予定はありますか。	スプレー缶の排出方法についてご提案いただきありがとうございます。 西尾市では、スプレー缶の中身を必ず使い切って排出していただくきまりとなっていますので、穴開けは不要です。しかしながら、実際には中身が残ったまま排出されるスプレー缶が混在しているため、ご厚意で穴開けを行ってくださる町内会があることは承知しております。市としては、穴開けを省略していただいても構いませんので、町内会でご検討ください。 本市が穴開けを不要としている理由は、主に3点あります。 1点目は、スプレー缶を町内会の資源ステーションから処理施設まで運搬する際は、缶を圧縮しないため、爆発等が発生する危険性が低いため。 2点目は、過去に他の自治体において、間違った方法でスプレー缶の穴開けを行ったことが原因と考えられる事故が発生したため。 3点目は、国が「スプレー缶を排出する際の穴開けは、不要にすることが望ましい」としているためです。 そのため、従前の「市民が穴を開けて出す」という方法に戻すことはいたしません。 なお、排出方法を変更した際に回覧板や市LINE公式アカウント、市ホームページにて周知しており、現在、市ホームページで公開中の「ごみの分け方・出し方ガイドブック」の内容も変更し、スプレー缶の中身は必ず使い切ることと合わせて掲載しております。令和7年度に作成予定の「ごみのガイドブック」でも周知してまいります。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項ま たは 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.3.4	燃えない ごみの排 出方法に ついて	以前の市民の声でも要望があったように、吉良町、一色町、幡豆町の燃えないごみを、現在のコンテナ回収から燃えないごみ袋での回収へ変更してください。 理由としては、燃えないごみのコンテナ回収の際に、町内会の当番制で回収確認をするのが嫌だからです。町内会の当番をなくして、燃えないごみも旧西尾市エリアのようにごみ収集車で回収に来てください。 私は、コンテナに出しに行くのも嫌なので、いつも燃えないごみをクリーンセンターに出しに行っています。 来月からでもいいので、早くごみ袋での排出に変更して下さい。	一色・吉良・幡豆地区の燃えないごみ(その他金属製品及び埋立ごみ)の排出方法につきましては、令和6年度に、現在のコンテナ方式から燃えないごみ袋で出す方式への変更を検討いたしました。 検討するにあたり、一色・吉良・幡豆地区の町内会に対して意向調査を行ったところ、従来どおりコンテナに出す方法がよいとの意見が多数でした。その結果を受け、当面の間、燃えないごみの排出方法は現行どおりとする方針を決定いたしました。 引き続き、その時々のごみを取り巻く状況に合わせた、より良い方法を検討してまいります。 ご希望に添えず申し訳ございませんが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項また は 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.1.7	ごみ出し のマナー	●●地区に住んでいます。2～3年前からごみ出しのマナーが悪くなっています、時々監視カメラが設置されています。 私が普段見ている、問題だと感じるの、次のようなことです。 ・収集日ではない日(時間)にごみを出す人がいる ・プラごみと可燃ごみの区別がついていない ・地区以外の方がごみを出している ・枯れ葉や垣根を伐採したものが複数袋出される。去年の秋には芋のツルが何袋も出されていた。 ・ごみ袋を、ごみステーションの奥から詰めて出さないで、入り口で一杯になってしまう 今回は、年末年始でごみ収集が休みの期間にこのような事態になり、私がごみを出しに行った時には扉を開けることも出来ずに、不本意ながらごみステーションの外に置いておくことになりました。この年末は最終収集日が30日でした。年始は7日が収集日なので、その間に可燃ごみもプラごみもお構いなしに、ごみが出されたことがわかります。 個人のモラルの問題ではありますが、ごみの分別の仕方や出し方のルールを知らない人もいます。というのも、去年9軒ほど新築の家に引っ越された方々がいて、外国人のようです。その方々が住むようになってから特にひどくなりましたから。 本来、そこは、このごみステーションを利用する地区ではないため、余計にごみがあふれるくらいになったと思います。担当地区は●●町内会ですので、市から、ごみの出し方についてもっと細かく丁寧に住民の方々に説明するように、促してください。 また、近頃では町内会への加入を拒む世帯があるそうです。市内全体の状況がどのようであるかは分かりませんが、少なくとも●●町内会では、資源ごみ回収日には当番制で立ち当番をしています。当番に加わらずに、ごみステーションだけを利用するのはどうなのでしょう。町内会に加入するかどうかは任意らしいですが、強制的に入るように決めて欲しいと考えます。	ごみステーションの管理は、各町内会へお願いしています。 ●●町内会においては、ごみ出し時間・分別・利用方法等のごみ出しルールや外国語でのごみの出し方を掲示するなどの対策をさせていただいておりますが、残念ながらルールが守られていません。 西尾市では、お住まいの町内会にあるごみステーションをご利用いただくことになっていますが、町内会のどのごみステーションを利用させていただくかまでは定めていません。なお、住所・氏名等が確認できるものにより、町内会区域以外の方が排出されていることが判明した場合は、町内会長または衛生委員を通じてお知らせいただければ、市から該当者へ指導を行っています。 町内会への加入については任意となりますが、未加入者については、各町内会のルール(利用料金を徴収するなど)に従ってごみステーションをご利用いただくようお願いしております。 本市のごみの出し方を正確に把握していただき、ルールを守っていただくため、今後も引き続きごみの出し方について分かりやすい周知を心掛けてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項ま たは 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.1.6	野犬につ いて	野犬の徘徊がどんどん増えています。 私の家は通学路やお年寄りの散歩、畑仕事をしている人が多い地域ですが、昨年の春頃から野犬を見かけるようになりました。令和6年8月の回覧板で「真珠院(東城)周辺に野犬の出没情報がありました。外出時には十分に注意し行動してください。なお、野犬を見かけた方は動物愛護センターへ情報提供願います。」とお知らせされたので、動物愛護センターへ電話もしました。 動物愛護センターの回答は、「罠で捕まる確率は1パーセント程度で、あまり期待はできない。罠を置いておくことで犬が近寄らなくなる可能性はある。」という内容でした。市は、動物愛護センターや保健所などと連携はしていないのですか。 西尾市議会だより156号にも野犬についての考えや取組が掲載されていましたが、「町内会長に依頼する事務説明書」に載っているという、野犬の捕獲に関する内容とはどのようなものですか。周知して、どのような対策を行うのですか。回覧板で情報提供を促しておいて、それで「対策しました」ということですか。 以前は1頭徘徊していたのが、令和7年1月時点では5頭確認できるほど増えています。体格も大型で、昼夜問わず走っています。夜は野犬同士の喧嘩や遠吠えもうるさいです。 1月19日には、にしおマラソンも控えており、自宅の近所もコースに含まれています。野犬が徘徊しているのにランナーを走らせるのですか。岡山のファミリーマートや横須賀でも徘徊していますが、誰か噛まれるまで放置ですか。	野犬について、大変お困りのことと推察いたします。 野犬の捕獲は、狂犬病予防法や愛知県動物愛護及び管理に関する条例で、県知事が指定した捕獲人(愛知県動物愛護センター)しか捕獲できないと定められています。 市の職員では野犬を捕獲できないため、市へ野犬に関する通報があった際は、愛知県動物愛護センターへ情報提供しています。また、保健所とは犬の登録や狂犬病予防接種に関する状況を報告することで連携しています。 西尾市議会だよりに掲載されました「町内会長に依頼する事務説明書」には、野犬を捕獲してほしい場合の連絡先や捕獲方法、捕獲の際に町内会長にご協力いただきたい内容を記載する予定です。 上記の町内会長への依頼以外に、市ホームページにて野犬に対する注意事項や野犬を捕獲してほしい場合の対応方法を周知しています。また、回覧板による情報提供も市でできる有効な手段の一つと考えています。 なお、動物愛護センターでは、西尾市内の巡回も行っており、野犬を発見した場合は、状況に応じてその場で捕獲を行うようにしているとのことです。 野犬でお困りであることは重々承知しておりますが、御理解いただきますようお願いいたします。	環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項また は 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.11.20	ごみ収集	旧西尾市の青い燃えないごみ袋を廃止して、燃えないごみは指定場所に分別するようにしてください。旧幡豆町、旧吉良町、旧一色町は青い燃えないごみ袋がありません。西尾市全体で統一してください。旧西尾市地区の市民税を、その分高く徴収しているのですか。 旧西尾市に合わせるなら、旧3町でも青い燃えないごみ袋を売り、ごみ収集してください。旧西尾市だけが優遇されていて不公平です。	このたびは、燃えないごみの排出方法について貴重なご意見ありがとうございます。 現在、市では、燃えないごみ(その他金属製品及び埋立ごみ)の排出をコンテナ方式としている一色・吉良・幡豆地区について、指定袋方式へ変更することで市全体の排出方法の統一を検討しています。 西尾地区の特に都市部では、資源ステーションのスペースが狭く、今以上にコンテナを増やすことが難しいステーションが多いため、新たな資源ステーションの確保が必要となるコンテナ方式への変更は非常に困難です。 また、費用に関しましても、コンテナ購入費を始め、コンテナ配布及び回収業務に係る費用など多額のランニングコストが必要となります。 このように様々な理由から、コンテナ方式による排出方法の統一は困難であるという結論に至り、一色・吉良・幡豆地区について指定袋方式への変更を検討することといたしました。 変更を検討する際には、一色・吉良・幡豆地区にお住まいの方々の意向を聞きながら進めてまいります。 また、指定袋方式に変更する場合は、燃えないごみ袋を一色・吉良・幡豆地区の店舗等で販売していただくよう依頼する予定です。 なお、燃えないごみの排出方法による税の差はございません。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.11.13	野良猫被害の対策について	近所に野良猫に餌をやる人がいるため、今住んでいるところに引っ越してきて以来、野良猫の被害に悩まされています。 愛知県動物愛護センターや地域猫活動を行う団体等に相談したりはしていますが、未だ解決しません。 令和4年度女性議会において、当時の環境部長が「猫の飼育の仕方も含めて、市ホームページへの掲載や町内会への回覧など実施可能な方法で、積極的に周知を行ってまいりたいと思っております。」とか「同センター（愛知県動物愛護センター）と連携をして、今度は各町内会への広報活動なども積極的に行ってまいりたいと考えております。」と発言していますが、そのような活動をやっている様子が見られません。 この発言から2年近く経っていますが、なぜ活動できていないのですか。そして、できない理由は今後解決しますか。もし、何かやっているのであれば、全く伝わっていないし全然効果がないので、やり方を考えて下さい。	野良猫の被害について愛知県動物愛護センターなどにご相談されたにもかかわらず、未だ解決に至らず大変お困りのことと推察いたします。 野良猫の餌付けに関する指導等につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律第25条により県が実施することとなっておりますので、誠に申し訳ございませんが、引き続き愛知県動物愛護センターにご相談いただきますようお願いいたします。 市は、餌付けをしている人に対して直接指導等を行うことはできませんが、ホームページや市広報紙（令和5年9月号、令和6年10月号）に猫の飼い方等を掲載することで、ペットとの付き合い方やマナーを広く市民の皆様へ周知しております。 市ホームページURL（猫を飼われている方へ） https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/pet/1001408/1006921.html また、令和4年度の女性議会以降は、愛知県動物愛護センターと協力し、町内会長から要望があれば、動物愛護センターが作成しているチラシ等を市から提供して回覧していただいております。 さらに、猫による糞尿・侵入等の被害でお困りの方には、市から1か月間無料で猫よけ器の貸出を行っていますので、その利用をご検討ください。ただし、数に限りがありますので、ご利用の際は事前に環境保全課にご連絡ください。 詳細につきましては以下リンク先をご覧ください。 市ホームページURL（犬・猫に関するお困りごと） https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/pet/1001408/1001997.html このほか、相隣関係（隣家等のトラブル）など、法律が関係する困りごとについて弁護士にご相談いただくことができます（予約制）ので、必要に応じご利用ください。 詳細につきましては以下リンク先をご覧ください。 市ホームページURL（市民法律相談） https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/shohi/sodan/1002281.html	市民課 環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.10.28	野焼き及び受動喫煙	野焼きが後を絶ちませんので、徹底的にやめさせてください。 また、受動喫煙対策もしてください。	野焼きにつきましては、市ホームページでその禁止の旨を掲載し、広く市民へ周知をしておりますが、後を絶たず苦慮しています。 市に野焼きの情報が寄せられた場合には、速やかに生活環境に影響を及ぼしているかどうかを確認したうえで現場確認を行い、その場で焼却している方に野焼きが禁止されていることを伝え、消火していただいております。 今後は、野焼きの禁止をより多くの市民に知っていただくために、「広報にしお」にも注意喚起の記事を掲載してまいります。 市では受動喫煙防止対策として、健康増進法に基づき、公共施設の敷地内は原則、屋内屋外禁煙とし、一部の施設では、完全分煙対策を講じた喫煙室を設けることで、受動喫煙防止を図っています。 また、たばこによる健康への影響などについて市ホームページで周知を行うほか、妊婦相談等において家族の喫煙状況を確認する機会を捉え、受動喫煙のリスクなど、禁煙や受動喫煙についての指導を行っています。 他方、民間施設となる飲食店等は屋内禁煙を原則とし、限定された条件のもとで喫煙場所を設けることができます。受動喫煙対策が適切に実施されていない施設へは、保健所が健康増進法に基づき、指導を実施しています。お気づきの点がありましたら、西尾保健所総務企画課(電話0563-56-5241)にご連絡していただきますようお願いいたします。 引き続き、「望まない受動喫煙」がなくなるよう取り組んでまいります。	健康課 環境保全課
R6.8.19	町内会の川ざらい	私の住む町内会では、毎年5、7、9、11月の第1日曜日に川ざらいや水路の清掃活動が行われます。このうち7月と9月について、近年は猛暑となるため時期をずらしてはどうかと町内会長に提案しましたが、年間予定で決まっていることだから変えられないと言われました。 さらには、川ざらいを欠席すると罰金を取られることになっています。聞くところによると川ざらいは市からの要請で行っているとのことですが、そうであればこのような活動に対して暑さ指数いくつ以上は活動を控えるとか、欠席しても罰金は取らない等のガイドラインを制定してください。 命の危険に晒されながら町内会活動を行わなければならないことに、非常に疑問を感じます。これからずっと住む所で、できれば揉め事など起こしたくありません。市から呼びかけてもらえると非常に助かります。	日頃より、川ざらいなど水路の清掃活動にご協力をいただきありがとうございます。 市内の水路、主に農業用の排水路につきましては、農地からの排水のほか、宅地などからの生活排水や雨水も流れていることから、農業に従事する方に限らず地元町内会などの組織による清掃活動により維持管理にご協力をいただいている状況です。 清掃活動の実施時期や回数、決め事などにつきましては市で定めているものではなく、ご協力いただいている各組織において地域の実情に合わせて定められております。そのため、市から呼びかけることはできませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	農地整備課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項ま たは 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.7.31	ごみ出し について	昨日のゴミ出しの件ですが、火曜日と金曜日が燃えるごみ出しの日なので出しました。しかし我が家のごみ袋2個が残されたままだったため、ごみが満杯でパッカー車に乗らなかったからなのか、などと窓からごみ置き場を眺めていました。 しかし、いつまで経っても我が家の2袋だけ回収に来ませんでした。そのため、仕方なく引き上げに行ったら「事業用のごみは回収しません」という紙が貼られており、意味がわかりませんでした。 ちなみに、1袋は生活ごみの上に木屑が入ったゴミ袋で、もう1袋は満杯の木屑が入っていました。現在、我が家のシャッターが壊れている為にDIYで直している最中で、その際に出た木屑です。 ごみ回収の際は修理DIY作業中で車庫にいましたので、事業ごみかどうかを確認してくれれば良かったのにと理不尽かつ遺憾な気分になりました。 市役所はどう考えているのか聞かせて下さい。 また、昨日の清掃車からの謝罪及びしかるべく処分を希望します。	このたびは、ごみの回収についてご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。 今回、回収されずに残されたごみにつきまして、その理由を回収担当者に確認したところ、木くずと家庭ごみが混ざって入れられたごみ袋が、同一のごみステーションへ3回続けて出されており、継続的に木くずが出されていることから事業者が出したものと判断し、回収しなかったとのことです。 事業ごみであるか、家庭ごみであるかは、排出者が不明であるため排出者へ確認することができず、現場において、排出物や排出状況から慎重に判断を行うようにしていますが、結果として、今回のように誤った判断となってしまう場合もあります。 このような取り扱いをしている理由は、事業ごみを家庭ごみのように偽装して出すケース、ごみステーションに事業ごみを排出できない事を知らずに出すケース、家庭ごみと一緒に出すケース等を減らすためです。 そのため、現行の取り扱いを続ける上で、今後も同様の事が起こる可能性がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、ごみがステーションに残された場合には、家庭ごみであることを確認し、回収いたしますので、大変お手数をおかけしますが、ごみ減量課までご連絡ください。	ごみ減量課
R6.4.15	太陽光 発電パネ ルの設 置につい て	太陽光発電が推奨されていますが、震災時の注意事項を市民に周知していますか。震災時に太陽光パネルが破損した場合でも、陽の光が当たると発電する可能性があり、感電する恐れがあるため、復旧作業にあたられる際もむやみに近付かないよう十分注意が必要です。 太陽光発電の電池は20年～30年くらいで全国設置促進をしているため、廃棄も同時に起こる可能性が高いです。排出される見込み量は2030年から5年間程で80万トンになる見込みです 使用済みパネルには鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれていて、管理型最終処分場への埋め立てが必要です。破損したまま放置すると有害物質が土や水に滲出するので注意が必要です。 西尾市では対策は取られていて、推奨されているのでしょうか。どこにでもパネルが設置され始めると、町の魅力も安全も減少していくのではないかと心配です。自然環境と住民の安全を守った上での再生可能エネルギーでなくては、本末転倒になってしまうと思います。常識を逸脱した設置がされないように、条例制定が必要ではないでしょうか。 福島市は、「山地での大規模太陽光発電施設の設置を望まない」と宣言しました。造成に伴う森林伐採で景観が悪化し、豪雨による土砂流出で災害が起きかねないという理由からです。 ソーラーパネル設置推奨については、考慮してください。	災害時に浸水、破損した太陽光パネルに対する注意事項につきましては周知しておりませんので、今後、その危険性等を周知してまいります。 太陽光パネル等の廃棄につきましては、環境省の「太陽光発電設備を廃棄処理する際の留意点について」や「太陽光発電設備リサイクル等の推進に向けたガイドライン」において廃棄方法が定められているため、本市もその方法に準じております。 常識を逸脱した太陽光パネルの設置に対しては、面積が3,000㎡以上で矢作川沿岸水質保全対策協議会との事前協議が、10,000㎡以上で愛知県との事前協議が必要となるなどの対策が取られていることから、本市では条例制定の予定はございません。 また、太陽光発電設備の設置に伴い1,000㎡以上の土砂等の埋立てを行う場合は、「西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」により本市の許可が必要となるなど、災害を未然に防止するための厳しい規制を行っております。	環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項ま たは 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.2.27	緑につ いて	1 寺津六丁目の調整池は、1年に1回は必ず清掃すると業者の人が言っていました。令和5年も6年も0回です。どうしてですか。 2 緑を大切にするとおっしゃっていましたが、カビで黒星病が蔓延して、近隣の緑に損害を与えています。賠償して欲しいくらいです。除菌してください。 また、市で植えた植物も黒くなっていますので取ってください。 3 緑を大切に言いながら、草むらにしておくことはあり得ません。近所迷惑にも程があります。それが美しいと言えるのか考えてください。	このたびは、寺津六丁目にある調整池の隣接地域にお住まいの皆様へ、大変ご迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんでした。 ご指摘のありました調整池は、寺津飛越狐塚土地区画整理事業において、同土地区画整理組合によって設置されました。その後、令和3年度に市へ移管され、現在は、下水道整備課で管理しております。 調整池の清掃等につきましては、町内会からの工事要望書などにより実施しており、令和4年10月に草刈を行いました。今回、現地確認を行ったところ、フェンスに蔓等が絡みつき、低木の一部が枯れていることなどが確認できました。また、景観も損ねている状況にありましたので、早急に蔓の撤去と草刈を実施いたします。 黒星病の特定までには至りませんでしたが、調整池の周辺に自生する白詰草の葉に黒い点がありましたので、蔓の撤去と合わせて、白詰草の除去も行っております。	下水道整備課
R6.2.19	河 川 の 汚 染	田貫町から中畑町を通り、平坂町の入江へと流れる河川の水の色がコーヒー色だったり紫色だったりしています。これが合法なのか、有害な汚染水なのか分かりませんが、大変に気持ち悪いものです。早急に対処してください。	2月19日(月)に現場に向かい、色の付いた水が堀割川を通じて平坂町の入江へ流れていることを確認いたしました。 市が調査を行った結果、原因と思われる施設が判明しました。 河川や工場排水の水質につきましては、愛知県が指導を行うため、愛知県西三河県民事務所環境保全課に情報提供したところ、水質には異常がないことを確認した旨の報告がありました。本市においても同様に水質調査を行ったところ、異常はありませんでした。 愛知県の説明では、工場や事業所などの排水に含まれる色を規制する基準はないとのことであります。 河川の水質につきまして、今後お気づきの点がございましたら、西三河県民事務所環境保全課(Tel 0564-27-2875)または市環境保全課までお問い合わせください。	環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項ま たは 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.2.13	「ごみの 分け方・ 出し方」 ガイ ド ブ ック改 訂版の 発行	資源ごみの出し方で迷う時に、「ごみの分け方・出し方」ガイドブックを見ることがありますが、発行が平成31年3月です。 また、ホームページを確認したところ、令和4年8月にガイドブックが一部修正されていました。 ガイドブック発行から5年経過することから、改訂版を発行し、配布してください。	日ごろより、資源物の分別にご協力いただきありがとうございます。 「ごみの分け方・出し方」ガイドブックにつきましては、平成31年3月に発行し、その後、軽微な修正等があったため、令和4年8月に掲載内容の一部修正を行っております。 ごみの分別方法や出し方に変更があった場合は、市ホームページに掲載の内容を随時更新するとともに、速やかに回覧及び市ホームページ等を通じて市民の皆さまにお知らせしています。 現在のところ改訂版を発行する予定はございません。お手数をおかけしますが、印刷物が必要な場合は、市ホームページから印刷しご利用いただきますようお願いいたします。 なお、今後、掲載内容の全面改訂を要するような大幅な変更が生じた場合は、新たなガイドブックの発行にあわせ全戸配布も検討してまいります。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項また は 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.2.6	コンテナ 収 集 の 統一につ いて	1 令和4年3月号広報にしおの市長コラム「ごみの減量、待ったなし」の中の、「不燃ごみのリサイクル率を高めるため、今後はコンテナ収集に統一していきます」という一文は、「市民に向けた公約としていつか必ず実施される」という期待感を持って私の心に大事に留まっていました。 ところが、先回の「ごみ問題を考える市民会議」では、正反対の「青袋への統一」という説明がされ、一同、愕然としました。 その後、地元市議会議員2人を含む7人でごみ減量課職員から説明を受けた際には、「市長はコンテナ収集にはこだわっていません」との報告があり、落胆しました。 あまりにも突然で一方的な変更には合点がいきません。市長は、何故、それほど簡単に考えを変えたのですか。ごみ減量課職員の説明が、それほど納得できるものだったのですか。私たちは全く承服できません。 市長コラムでの公言が、こんなにも軽いものだったとは。市民が納得できるような説明をお願いします。 また、令和4年2月17日に西尾市衛生事業協同組合から、一色町の一部地区で、一般ごみがごみステーションではなく各自宅前に出されるなどの不適切なごみ出しに対し、是正を求める要望書が市に提出されました。 衛生事業協同組合からの訴えに対して、「問題ない」として何年間も是正しなかったごみ減量課は、要望書が提出され、報道されたことでようやく解決に向けて動き出しました。このような「放置体質」のごみ減量について、市長の考えを聞かせてください。 2 令和5年11月14日開催の「市長と語る市政懇談会(花ノ木小校区)」において、「西尾市のごみ排出量が県内ワースト1位なのはいつからか」という質問に対して、市長が「昨年から」と回答されましたが、正しくは平成26年から10年間連続です。 市長は、知らなかったのか、カムフラージュでそのように回答したのかどちらですか。 3 令和4年10月頃の西尾市LINE公式アカウント登録者数が97,500人で、そのうち1万人が「ごみ・リサイクル」カテゴリーの受信設定をしていると聞きました。 現在の市LINE公式アカウント登録者数は何人ですか。また、「ごみ・リサイクル」カテゴリーの受信設定者数及び年代別割合を教えてください。 「ごみ・リサイクル」以外に、受信設定者数が多いカテゴリーはどれですか。	日ごろより、ごみの減量及び資源物の分別にご協力いただき誠にありがとうございます。 燃えないごみ袋を市内全域で使用する件につきましては、正式に決定していないため、詳細は回答することはできませんが、ご意見として承ります。 環境行政に対する市の取り組み姿勢につきましては、市として様々な問題等を放置していた認識はございません。現在も各種問題、課題に対する個々の対応をはじめ、問題等の現状把握、対策案の検討、対策の実施など問題等の解決に向け継続的に取り組んでいるところでございます。今回のご意見を真摯に受け止め、引き続き市民や事業者と連携を図りながら対応してまいります。 花ノ木小校区で行われた市長と語る市政懇談会での発言でありますが、ご質問のありました「西尾市のごみの量が県下ワースト1位は何年か」という問いに対しまして「県下ワーストが何年かということとは分かりませんが、1年か2年だったと思います」と回答いたしました。今回ご意見をいただき改めて確認したところ、8年間の誤りであることが分かりました。謹んで訂正させていただきます。 西尾市のLINE配信につきましては、子育て・教育、防災・くらしの安全、健康など13のカテゴリーの中から登録者の皆さまが欲しい情報を選択していただくことで、そのカテゴリーのみの情報を得られる機能がございます。 2月7日現在、本市のLINE友達登録者数は105,526人で、その内「ごみ・リサイクル」カテゴリーに登録している方は17,173人となっています。カテゴリー別で受信者数の多い順番といたしましては、「新型コロナウイルス感染症関連情報」、「防災・くらしの安全」、「広報」、「ごみ・リサイクル」の順となっています。 また、「ごみ・リサイクル」の登録者を年代別で見ると、50代が一番多く全体の25.0%、次に40代が23.4%となっています。一方、登録者の少ない年代としては、20代が4.9%、10代以下が0.6%となっています。 なお、今回公表させていただいた数値は日々変動いたしますので、ご了承ください。詳細は別紙資料をご確認ください。	ごみ減量課 広報広聴課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項また は 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.11.13	市役所紙片ごみ置き場について	市役所で回収している雑紙雑誌等ですが、縛って出すように決められているかと思ひます。出した後を見ると、係員の方がほどいてコンテナに入れています。 学校のプリント、テストの解答用紙、学校名及び氏名を記載した教科書など個人情報が多く含まれており、名前等が見えないようにまとめても、ほどいてしまえば後から出した人に丸見えの状態です。実際に同級生の出したものを目にして不快になり、それ以来出せずにいます。 中身を確認する意味もあるとは思ひますが、出した人が特定されてしまう、更に個人情報が知人に晒されるのかと思うと出せません。 町内の回収ではほどいていないのですが、市役所でも同様にできませんか。	日ごろより、資源物の分別にご協力いただきありがとうございます。 市役所の常設資源ステーションで回収している雑がみは、縛れるものは十字に縛り、縛れないものは中身の見えるビニール袋もしくは紙袋を使い、中身が散乱しない状態にして持ち込んでいただいています。 雑誌、新聞、ダンボールは、必ずしも縛った状態で持ち込んでいただく必要はございません。縛って持ち込まれた場合は、回収コンテナになるべくたくさん入るように、縛ってある紐を切って整理する場合がありますので、ご理解ください。 個人情報が含まれる資源物等につきましては、常設資源ステーションに限らず、ごみステーションに出す際も、個人情報が記載されている箇所を塗り潰す、切り取る、シュレッダーにかけるなど、各自の責任で対策していただくようお願いいたします。	ごみ減量課
R5.11.7	町内作業で発生したゴミの処理について	町内神社などで発生した剪定ゴミなどの回収が本年度から廃止になりました。コストの問題などもあり廃止にされたのかも知れませんが、なぜ、費用が必要なら請求するようにならなかったのでしょうか。仕組みをバツサリ無くされ、市民は困っています。自分達で処理しろというのなら、なぜクリーンセンターのレンタル軽トラックは2台のままなのか。11月6日の時点で、既に空いている日は無いとごみ減量課から言われました。みんながみんな軽トラックを所有しているわけではありません。早急に改善を願ひます。本当に困っています。 そもそも、行政サービスを廃止する事をどうやって市民に周知したのですか。うちの町内では、前任の町内会長も全く把握していませんでした。本来、先般の市長と語る市政懇談会でお伝えしたかったのですが、あまりに形式立った時間の仕切り具合に正直嫌気が差しました。セレモニーをやるぐらいなら、わざわざ集めて行う必要があったのでしょうか。オンライン参加で十分な内容でした。話しがそれでしたが、ゴミの処理方法について改善を検討願ひます。	町内会やボランティア団体等が水路や道路、側溝等の清掃を実施した際、発生した土、枝、草等の回収を希望される場合は、道路の草刈等を担当する職員で回収を行っています。町内会が管理する神社や公民館等の清掃で発生した剪定枝等も令和4年度までは回収対象としていましたが、近年は、回収業務に加え、町内会から道路の草刈に関する要望が非常に多く寄せられている状況です。 限られた人員で作業を行っているため、草刈については、要望箇所の一部しか対応できておらず、見通しを良くするなど道路の安全確保を優先に考え、令和5年度から町内会管理の神社や公民館等につきましては、対象外とさせていただきます。 なお、神社や公民館等の他に国・県・市が管理する水路や道路、側溝等の清掃が含まれている場合は、回収対象になる可能性がありますので、一度、ごみ減量課へご相談ください。 運用方法の見直しに関する町内会への周知につきましては、令和4年度の申請実績から対象団体を抽出し、令和4年12月に電話で説明させていただきました。貴町内会につきましては、再度確認したところ説明対象でありましたが、ご説明できておりませんでした。大変ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。 軽トラックにつきましては、家庭の粗大ごみ等を運搬する車両をお持ちでない方を対象に、運搬手段の一つとしてご利用いただくため貸し出していますが、清掃活動の片づけを目的とした車両の増加は考えておりませんのでご理解ください。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.9.4	放し飼いの猫について	車の屋根に猫が乗ったり、ウィンドウに脚の跡がついたりして困っています。また、爪で傷つけられた引っ掻き傷も見受けられます。敷地内の駐車場や倉庫の上に首輪をつけた猫がよくおり、恐らくその猫だと思うのですが、乗っている証拠がないため今は手出しができません。 広報にしおには、猫は家で飼うようにという記載があったので、放し飼い自体が宜しくないと思いますが、上記の場合は市に相談すれば解決できますか。猫の飼い主は分かっていますが、揉めたくないので当事者同士での解決はしたくありません。洗車しても足跡がつくたび、本当に悲しいです。	近隣の飼い猫のマナーに関しましては、愛知県動物愛護センターにご相談ください。 【愛知県動物愛護センター】 URL: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/doukan-c/ 電話: 0565-58-2323 市では、猫による糞尿・侵入等の被害でお困りの方に、試用として1か月間、猫よけ器の貸出を行っています。数に限りがありますので、ご利用の際は環境保全課にご連絡ください。 【市ウェブサイト(犬・猫に関するお困りごと)】 https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/pet/1001408/1001997.html また、市では、相隣関係(隣家等のトラブル)など法律が関係する困りごとについて、弁護士にご相談いただける「市民法律相談」を実施しています。市民課へ直接または電話で予約が必要ですので、詳細につきましては市ウェブサイトをご覧ください。 【市ウェブサイト(市民法律相談)】 https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/shohi/sodan/1002281.html	市民課 環境保全課
R5.7.3	西尾市ホームページのゴミステーションの案内について	西尾市ホームページのゴミステーションの案内に、「お住まいの地区で決められたゴミステーションを利用してください。」とありますが、町内会の加入の有無に限らず、その地区のゴミステーションを利用することが可能ですか。 それとも、町内会に加入していないと近所のゴミステーションを利用することは禁止されるのでしょうか。もし禁止であれば、町内会に加入していない西尾市民は、クリーンセンターに持ち込む以外の方法がありますか。 また、上記についてホームページに明確な案内を記載して欲しいです。	ゴミステーションの設置及び管理につきましては、適正なごみの排出や衛生、美観の確保を図るため、各町内会にお願いしています。町内会によっては、地域のごみステーションの管理等を町内会費で運用している場合や、また、ゴミステーションの立ち当番を行うところもあります。 地域で定めた管理ルール等に沿って利用していただきたいと思いますので、まずは、ゴミステーションの利用について、お住まいの町内会にご相談ください。 なお、ゴミステーション以外では、クリーンセンターをご利用いただけます。 町内会未加入世帯のゴミステーション利用に関するホームページへの掲載につきましては、町内会ごとに事例が異なるため行っておりませんのでご理解ください。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項ま たは 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.7.3	犬の散歩のマナー	文化会館周辺で早朝散歩を楽しんでいますが、犬の糞のマナー違反が無くなり困っています。愛犬家の一部の方でしょうか公の歩道上です。朝の清々しさが幻滅します。マナーが守られるよう、まずは看板の設置をお願いします。	犬の糞のマナー違反について、ご連絡いただきありがとうございます。 糞の持ち帰りを啓発する看板は、町内会に設置・管理をしていただくことを条件に、現在、町内会長に配布しているところです。看板の設置場所は、町内会で決めていただいております、公道等への糞の放置によるマナー違反を守るよう、呼びかけていただいております。 引き続き、犬の飼い主のマナー向上に向け、広報紙や市ウェブサイトを通じて、さらなる周知啓発に努めてまいります。	環境保全課